

## 平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査のための試験調査の概要

## 目的

平成26年経済センサス-基礎調査の企画・立案等に資することを目的とし、調査手法・調査項目等について、実地に検証を行う。また、経済産業省の平成26年商業統計調査との同時実施を踏まえた検証を行う。

## 検証事項

- 調査ごとの各段階での事務処理期間
- プレプリント事項に関連する確認状況
- オンライン調査の回答率の把握
- 調査票・確認票に係る記入状況
- オンラインで回答した事業所の確認方法
- 商業統計調査との同時実施の検証 など

## 企業構造の把握

## 調査対象

傘下支所事業所数が100以下の企業のうち、総務省が指定する約1,000企業を対象

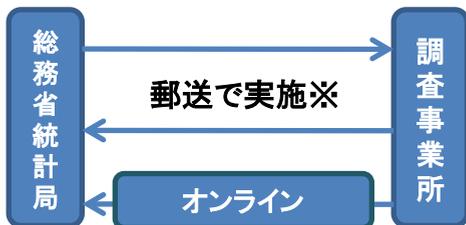
## 調査期日

平成24年9月1日実施

## 報告の単位

- 本社等において記入  
(国内の傘下支所事業所の情報についても記入)

## 調査の流れ



※ 民間事業者へ委託して郵送で実施  
(オンライン提出可)

## 調査事項

- 企業構造に係る基本的事項
- 傘下支所事業所の改廃・新設情報
- 合併・分割状況
- 企業を特定するコード、番号の類 など

## 事業所ごとの調査

## 調査対象

総務省が指定する調査区域内に所在する約3,000  
民営事業所(うち約800商業事業所)を対象

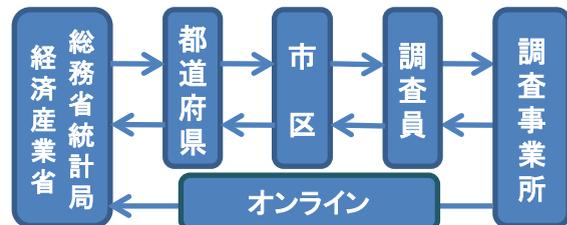
## 調査期日

平成24年9月1日実施

## 報告の単位

- それぞれの事業所ごとに調査票を記入

## 調査の流れ



※調査票の提出方法は、調査員への提出  
又はオンライン提出(一部郵送提出可)

## 調査事項

- 事業所に係る基本的事項
- 商業活動に係る固有事項
- ・ 事業所の従業者数
- ・ 事業の内容
- ・ 本・支の別
- ・ 商品販売形態別割合
- ・ 年間商品販売額
- など
- など

## 実施結果の報告等

- 調査員は、事業所の協力状況、調査状況等に基づき、調査員記録表を作成する。
- 実施都道府県及び実施市区の職員は、調査期間中、できる限り各調査員に随行し、調査票の配布・収集に係る実査上の問題点等を把握するとともに、その状況を調査関係者記録表に記録する。
- 民間委託会社は、調査終了後、企業構造の把握について、結果を取りまとめた報告書を作成し、総務省統計局に提出する。
- 同時実施により、統計精度の向上や地方公共団体における事務の効率化、記入者負担の軽減が期待される。

# 平成 26 年経済センサス - 基礎調査及び平成 26 年商業統計調査のための試験調査実施計画 (案)

平成 23 年〇月  
総務省  
経済産業省

## 1 調査の目的

経済センサスによって得られた統計データは、ビジネスレジスターの基盤情報として利用されることになるが、特に経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業の名簿・基礎情報を確実に捕捉し、各種統計調査の実施基盤を整備することが求められている。また、平成 28 年に実施が予定されている活動調査のための名簿として早期の提供も求められている。このため、平成 21 年に実施された経済センサス - 基礎調査以上に事業所・企業の構造を正確にかつ迅速に把握することが必要となっている。

については、平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施に先立ち、名寄せ作業を効率的に行うための新たな取組やプレプリント事項に関する確認状況、各段階における事務量・作業範囲等を正確に把握することを目的として、試験調査を実施し、実地に検証を行う。

また、平成 26 年には事業所・企業を対象とする経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査という二つの大規模調査の実施が予定されている。このため、調査客体の記入負担や地方公共団体の事務負担等を鑑み、これらを同時に実施することを想定し、当該調査の同時実施に係る対象事業所への調査票配布方法、調査票様式の適否、調査関係書類の適否、調査手法の適否等、実施計画の立案に際し必要な事項も併せて実地に検証することを目的として、共同で試験調査を実施する。

## 2 次の事項について検討する。

### (1) 調査方法について

- ア オンライン回答及び郵送回答に関する事務量の把握
- イ 各々の調査における対象事業所への調査票配布方法

### (2) 調査事項及び調査票について

- ア プレプリント事項の適否
- イ 各々の調査票の様式

### (3) 事業所名簿について

- ア 調査票の回収状況の事業所名簿への反映について
- イ 調査員による補正事項について

### (4) その他

- ア 調査票の記入状況等を踏まえた、内容検査の方法及び指導體制

## 3 調査の期日

調査は、平成 24 年 9 月 1 日現在によって実施する。

#### 4 調査の範囲

##### (1) 調査の地域

###### ① 事業所ごとの調査

調査の地域は、下表に掲げる市区に属する経済センサス調査区（以下、「調査区」という。）のうち総務省が指定した調査区とする。

##### (2) 調査の対象

###### ① 事業所ごとの調査

調査の対象は、(1)の地域のうち、総務省が指定した下表に掲げる数の調査区内に所在する約3,000の民営事業所（うち約800商業事業所）とする。

###### ② 企業構造の把握

調査の対象は、総務省が指定した約1,000企業（保有支所100以下）とする。

総務省が指定する調査区数

調査地域（予定）		調査区数	事業所数
都道府県	市（区）		
東京都	千代田区	8	300
	杉並区	8	300
新潟県	新潟市	8	300
	長岡市	8	300
兵庫県	神戸市	8	300
	姫路市	8	300
広島県	広島市	8	300
	呉市	8	300
福岡県	福岡市	8	300
	飯塚市	8	300
合 計		80	3,000※

※ うち約800商業事業所

## 5 調査票の種類及び調査事項

### (1) 調査票の種類

経済センサス - 基礎調査の事業所ごとの調査票として調査票A、調査票B、商業統計調査票として調査票C、企業構造の把握のための確認票及びアンケートの5種類の調査票により実施する。

### (2) 調査事項

調査票（A、B、C）及び確認票においては、次の表に掲げる事項を調査する。

調査・確認事項		調査票A	調査票B	調査票C	確認票
事業所に関する事項	1 名称・所在地及び電話番号	○	○	○	○
	2 合併・分割状況				○
	3 経営組織	○	○	○	○
	4 事業所の開設時期	○	○	○	
	5 事業所の主な事業の内容	○	○	○	○
	6 事業所の前年総売上高	○			
	7 事業所の従業者数	○	○	○	
	8 本所の正式名称及び電話番号・所在地	○	○	○	
	9 会社法人等番号				○
	10 労働保険番号				○
	11 EDINET コード				○
	12 金融機関コード				○
企業に関する事項	13 資本金等の額及び外国資本比率	○	○	○	
	14 決算月	○	○	○	
	15 持株会社か否か	○	○	○	
	16 親会社の有無等	○	○	○	
	17 子会社の有無等	○	○	○	
	18 組織全体の前年総売上高	○			○
	19 組織全体の主な事業の種類	○	○	○	○
	20 組織全体の正規雇用者数	○	○	○	○
	21 傘下事業所の数	○	○	○	○
	22 傘下事業所の名称及び電話番号・所在地				○
	23 傘下事業所ごとの正規雇用者数				○
商業事業所に関する事項	24 総売上（年間商品販売額等）			P	
	25 年間商品販売額の販売方法別割合			P	
	26 商品手持額			P	
	27 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合			P	
	28 セルフサービス方式採用の有無			P	
	29 売場面積			P	
	30 営業時間等			P	
	31 来客用駐車場の有無及び収容台数			P	
	32 チェーン組織への加盟の有無			P	
	33 年間商品仕入額の仕入先			P	
	34 年間販売額のうち卸売販売の販売先別割合			P	
	35 企業の事業所数等			P	

上記のうち一部については、平成21年経済センサス - 基礎調査結果及び行政記録情報を基にした情報をプレプリントする。

アンケートにおいては、以下に掲げる事項を調査する。

- ・ 調査方法の適否
- ・ 調査の対象となる事業所の定義について理解可能であったか否か
- ・ 理解しにくかった調査事項の有無とその理由
- ・ 本社等において記入困難な調査事項の有無とその理由
- ・ 「事業所の従業者数」の表記
- ・ その他調査票、調査事項及び調査関係書類等に関する意見等

## 6 調査の方法

### (1) 調査の方法

調査は、調査員による調査については事業所単位、企業構造の把握については企業単位とし、次の2種類の方法で行う。

#### ① 調査員による調査

調査は、4(2)に掲げる調査区で各2調査区を担当する調査員が、担当調査区内の事業所に対し、調査票を配布し記入を依頼するとともに、記入済みの調査票を取集することにより行う。

#### ② 企業構造の把握

総務省が指定する企業等（傘下事業所数100以下の企業等）に対し、国が委託した民間事業者が、確認票を直接郵送することにより配布し、記入済みの確認票を回収する。

### (2) 報告の方法

報告は、事業所及び企業等の代表者又はそれに代わる者が、配布又は送付された調査票又は確認票に記入する方法若しくはオンライン回答（一部の調査地域で郵送回答可）により行う。

## 7 調査の流れ及び主要事務

### (1) 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

#### ① 調査員調査

総務省・経済産業省－都道府県－市区－調査員－調査対象

#### ② 企業構造の把握

総務省（民間事業者）－調査対象

### (2) 主要事務

#### ① 都道府県の事務

都道府県は、調査の事務日程の作成、調査対象事業所に対する協力要請、調査員の任命及び調査員証の発行、調査の実施状況の把握、調査関係書類の審査・整理及び調査関係者記録表の作成等の事務を行う。

#### ② 市区の事務

市区は、調査の事務日程の作成、調査員の選考・推薦、調査員証の交付、調査員事務打合せ会の開催、調査員に対する実地指導、調査関係書類の審査・整理、オンライン回収状況の把握、調査関係者記録表の作成、調査員報告会の開催及び調査員報酬の交付等の事務を行う。

#### ③ 調査員の事務

調査員は、担当調査区の確認、事業所名簿の補正、調査対象企業等への調査票・アンケートの配布・取集、調査票の検査及び調査員記録表の作成等の事務を行う。

#### ④ 民間事業者の事務

民間事業者は、調査関係書類の印刷、調査対象企業への依頼状等の送付、確認票・アンケートの配布・収集、確認票の審査、調査関係書類の提出及び調査報告書の作成等の事務を行う。

#### (3) 主な日程

・実施都道府県・市区事務打合せ会	平成 24 年 7 月上旬
・調査員の選考、任命等	7 月中・下旬
・試験調査への協力依頼	7 月中・下旬
・調査関係書類の受領	7 月下旬
・調査員証の交付等	7 月下旬～8 月上旬
・調査員事務打合せ会	8 月上・中旬
・実地調査	8 月中旬～9 月中旬
・調査員報告会	9 月下旬
・調査関係書類の提出	10 月下旬
・実施都道府県・市区報告会	10 月下旬

#### 8 調査関係書類の提出

- (1) 市区は、調査票その他の試験調査関係書類を都道府県が別に定める期日までに都道府県へ提出する。
- (2) 都道府県は、調査票その他の試験調査関係書類を 10 月下旬までに総務省統計局へ提出する。
- (3) 民間事業者は、確認票その他の試験調査関係書類を 10 月下旬までに総務省統計局へ提出する。

#### 9 試験調査実施状況の記録表作成及び結果の報告

- (1) 調査員は、調査状況、事業所の協力状況等について、調査員記録表を作成する。
- (2) 実施都道府県及び実施市区の職員（以下「調査関係職員」という）は、調査期間中、できる限り各調査員に随行し、調査票の配布・収集に係る実査上の問題点等を把握するとともに、その状況を調査関係者記録表に記録する。
- (3) 市区は、調査終了後、調査員報告会を開催し、調査員から意見・感想を聴取する。
- (4) 民間事業者は、調査終了後、企業構造の事前把握について、調査報告書を作成し、総務省統計局に提出する。
- (5) 総務省は、総務省統計局において実施都道府県・市区報告会を開催し、調査関係職員から、調査の実施状況等について報告を求める。

#### 10 その他

- (1) この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として、総務省並びに経済産業省が共同で行う。
- (2) 調査期間中、総務省及び経済産業省の職員が各市区（各都道府県）における調査状況等を把握する。